

基本目標Ⅳ

誰もが安心して暮らせる社会づくり

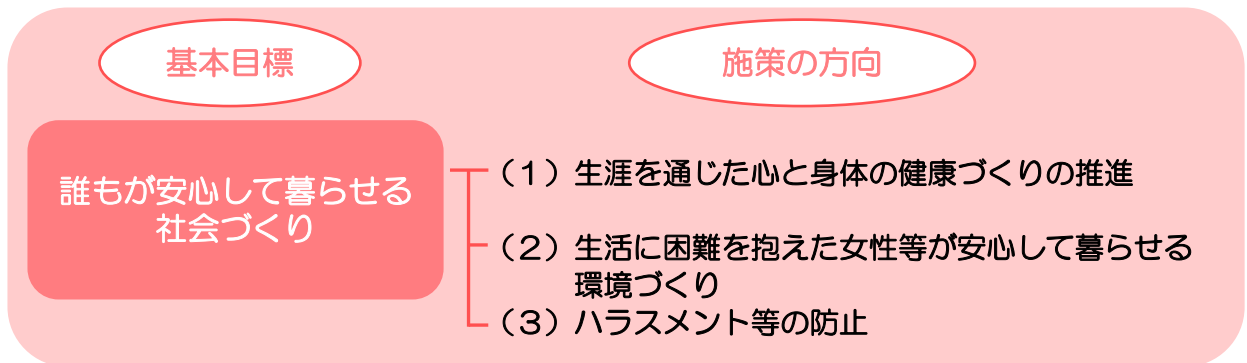
【基本的な考え方】

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭や貧困、高齢、障がい等により困難を抱えている人々への支援を行い、生活の自立と安定を促進します。

また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

体系



【成果目標】

| 指 標 | 現状値 平成 27 年度 | 目標値 平成 33 年度 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| セクシュアル・ハラスメントについて言葉や内容まで知っている市民の割合 | 78.1% | 85.0% |

施策の方向（1） 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進

【施策の目的】

男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう啓発活動に取り組みます。また、人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図るとともに、誰もが自分らしく生きるため、健康づくりや疾病予防についての支援を行います。

【現状と課題】

生涯を通じて健康を維持し誰もが元気に暮らすには、性差をふまえた心身の状況を理解し、互いを尊重し合い、思いやりを持つことが大切です。

それにはまず、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるように、発達段階に応じた保健教育を実施する必要があります。

また、誰もが母性の社会的重要性についての認識を深め、女性が子どもを安心して出産できるよう、健康管理の支援を行うことが必要です。

今後も、男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったそれぞれのライフステージに応じた心身の健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、健康づくりの支援に取り組む必要があります。



基本事業① 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援

思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持てるよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。また、妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

| No. | 事業 | 担当課 |
|-----|------------------------------|-------|
| 37 | 児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を実施する。 | 学校教育課 |
| 38 | 妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。 | 健康増進課 |
| 39 | 心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。 | 健康増進課 |
| 40 | エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する情報提供を行う。 | 健康増進課 |

施策の方向（２） 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

【施策の目的】

ひとり親家庭で生活に困難を抱える女性等に対して、生活の自立と安定のために、相談体制の充実や就業支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるよう環境づくりに努めます。

【現状と課題】

小城市でもひとり親家庭など、多様な家族形態の家庭が増加しており、経済面での安定等が課題となっています。そのため、きめ細やかな福祉サービスを展開し、就労・自立の支援について関係機関が連携した総合的な支援対策が必要です。

また、高齢者や障がい者など、様々な困難を抱える人々が社会の一員として、自分らしく充実した生活を送れるよう環境を整備していく必要があります。

今後も、様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談体制を充実させていくことが必要です。



基本事業① 支援を必要とする家庭等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭等の支援を必要とする家庭が、安心して暮らせるよう経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

| No. | 事業 | 担当課 |
|-----|--|-------------------|
| 41 | ひとり親に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。 | 社会福祉課 |
| 42 | ひとり親の自立に向けた能力開発のための相談や支援を行う。 | 社会福祉課 |
| 43 | 高齢者の介護予防と生活支援体制の充実を図る。 | 高齢障がい支援課 |
| 44 | 障がいのある人の自立と社会参加を支援する。 | 高齢障がい支援課 |
| 45 | ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制の充実を図る。 | 社会福祉課 高齢障がい支援課 |
| 46 | 在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。 | 健康増進課 |

施策の方向（3） ハラスメント等の防止

【施策の目的】

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントは人権を侵害する不当な行為であるという理解を広め、防止のための意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、ハラスメントや男女間の暴力による性被害の相談窓口の周知に努めます。

【現状と課題】

平成 27 年度に実施した「中生意識調査」によると、「セクシュアル・ハラスメント」の認知度は、6 割を超える人が「内容まで知っている」と回答しており、「市民意識調査」によると、8 割弱の人が「内容まで知っている」と回答しています。また、「マタニティ・ハラスメント」についても、「市民意識調査」では、7 割を超える人が「内容まで知っている」と回答しており、近年マスメディアなどで頻繁に取り上げられるようになったこともあり、用語の認知度は高くなってきています。

しかし、ハラスメントは、人権を侵害する不当な行為であるため、市民のハラスメントに対する認識を深め、今後は防止のための意識啓発を行っていく必要があります。

ハラスメントや性暴力被害者の支援については、相談に繋げていけるよう、より一層様々な相談窓口の存在の周知を図っていくことが必要です。

また、市役所においても、人権尊重と男女平等意識の向上を図り、男女共同参画の視点に立った行政サービスや職場づくりを行っていくため、ハラスメントの防止を徹底していくことが必要です。

基本事業① ハラスメントと性暴力被害の防止

ハラスメント防止の意識啓発を行うとともに、ハラスメントや性暴力の相談窓口の周知を図ります。また、市役所におけるハラスメントの防止のため研修会等を実施し、ハラスメントの防止に努めます。

| No. | 事業 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|-------|
| 47 | ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。 | 企画政策課 |
| 48 | ハラスメントや性暴力被害の相談窓口を周知する。 | 企画政策課 |
| 49 | 市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。 | 総務課 |

【数値目標】

| 事業 No. | 指標 | 現状値 平成 27 年度 | 目標値 平成 33 年度 |
|--------|------------------------|-----------------|-----------------|
| 49 | ハラスメントに関する市職員の研修会の受講者数 | 149 人 | 300 人 |

注) 事業No.49…平成 27 年 4 月 1 日現在の市職員（行政職）数 349 人。

